

其の年の七月から十一月迄受けることになる。教育が終ると缺員に應じて其の年の十二月に衛生伍長若は療工伍長に任せられ、軍曹、曹長と昇進して行くのである。

衛生上等兵で普通に現役を終り、成績がよくて衛生下士官若しくは療工下士官適任證書を下附されて歸休又は満期して退營後二ケ年以内に現役下士官を志願する者は又缺員に應じて採用される。希望者は自分の希望する部隊長に宛てた願書に、本籍地、現住地、役種、兵科部、官等級、氏名、原所屬部隊、退營年月日、現役に服したる年數、退營後職業並に服役せんとする部隊、其の他資格に關する必要の事項等を記し本籍地の市町村長に提出すればよい。

俸給 衛生伍長は全部營内住居（衣食住全部官給）である。衛生軍曹の若干名と衛生曹長以上と療工下士官全部は營外居住である。（衣食住自辨）進級に要する最少年限及俸給は左表の通りであつて、初任の時初任手當として二十圓給せられる。

手當 療工下士官は右の外月額三圓より五圓迄の技術加俸を給せられる。准士官にならば改めて服装手當を支給される。

衛生部下士官より士官になるには

かくして衛生下士官となり、衛生曹長（療工下士官は除く）及准尉で衛生士官を志願し成績優秀の者は師團軍醫部長の選抜により、試験を受けて合格すれば一ケ年間陸軍醫學校に入學を命ぜられて特別の學術科の教育を受け、卒業して衛生少尉に任せられ、以後衛生大尉まで進級することが出来る。

衛生部下士官より士官になるには

つて三年以上在職すれば更に月額五圓の加俸がある。療工下士官は任官時、衛生下士官は管外居住を命ぜられた時、夏冬の被服一揃（帽子から靴下着に至る迄大部分二着づ）を支給せられ爾後准士官になる迄毎年二十五圓づゝ支給される。

准士官にならば改めて服装手當を支給される。

看護學、調劑學、數學（算術、初等代數、初等平面幾何）物理化學、外國語（獨、英、佛語の内一）



數學、物理學、外國語は中學卒業程度であるから、これに合格しようと思へば下士時代に大いに勉強しなければならぬ。

衛生少尉候補になれば、陸軍軍醫學校に入るのである。陸軍軍醫學校は、

衛生部に必要なる學術を習得せしめ、軍隊醫學及軍隊藥學を研究し、軍事衛生に關する試験を行ひ、併せて陸軍衛生に關する業務に従事する者の教育に要する圖書の編纂をなし、尙ほ一般患者の診療を行ひ、且つ軍隊に要する細菌學的豫防品及治療品の製造をするところであつて、

衛生少尉候補者の修業期間は概ね一ケ年である。陸軍軍醫學校を卒業すると、概ね二ケ月間、陸軍大臣の指定する衛戍病院で衛生部士官の勤務を習得し、衛生部士官銓衡會議の銓衡を経て、衛生少尉に任せられる資格を具へ、成績の序列に従つて、衛生少尉に任せられるのである。以後逐次衛生中尉、衛生大尉となるが、この衛生大尉は最高である。衛生士官は醫師ではありませんが陸軍に於て高等官として一般の將校と同じ待遇を受け

る。衛生兵として入隊して十二年在職の上退職すれば恩給法により恩給を受けられるのは軍醫官の場合と同様である。

又年限と成績によつて勳章及び位も授けられる。

衛生部下士官の待遇について

一、俸給 衛生伍長は全部營内住居（衣食住全部官給）であるが、衛生軍曹の若干名と衛生曹長以上と療工下士官全部は營外居住である。（これは衣食住自辨）次に俸給表を掲げる。初任の時は初任手當として二十圓給與される。

階級	月額	進級ノ最小年		判任一等	同 二 等	同 三 等	同 四 等
		外	内				
准士官 衛生療工准尉	一等給 二等給	八〇、〇〇〇 七五、〇〇〇	—	—	—	—	—
衛生、療工曹長	一等給 二等給 三等給	六七、〇〇〇 六三、五〇〇 六〇、〇〇〇	—	—	—	—	—
衛生、療工軍曹	一等給 二等給 三等給 四等給	五五、五〇〇 五三、〇〇〇 五〇、〇〇〇 四八、五〇〇	三三、五〇〇 一八、〇〇〇 一五、〇〇〇 一三、五〇〇	—	—	—	—
衛生伍長	一等給 二等給	四四、五〇〇 四〇、〇〇〇	一〇、五〇〇 九、〇〇〇	—	—	—	—



二、手当 療工下士官は右の外月額三圓より五圓迄の技術加俸を給せられます。准士官になつて三年以上在職すれば更に月額五圓の加俸があります。療工下士官は任官の時、看護長は營外居住を命ぜられた時、夏冬の被服一揃（帽子から靴下着に至る迄大部分二着づゝ）を支給せられ、爾後准士官になる迄毎年二十五圓づゝ支給される。

## 第十章 主計、縫工、装工下士官志願より

### 經理部士官への立身案内

#### 主計下士官になるには

現役兵として各兵科に入營してから經理部下士官たる主計を志願し、經理部士官となる経路を述べよう。

先づ現役兵として軍隊に入つて約一ケ年教育を受けて主計下士官を志願する。聯隊は毎年五月頃、部下の各兵中の主計下士官志願者中から適當なりと認められたものを選抜し、これ

を各隊に附してある經理部將校の下に見習として附屬させて、約三ヶ月間、主計下士官の實務を習得せしめる。この教育を終へると、隊附士官はその成績を師團經理部長に報告する。師團經理部長は、隊附主計の報告書に基き、適當と認められたものを選び、師團長の許しを得て、主計下士官候補者を定める。主計下士官候補者は師團經理部に通學し、三月間、主計に必要な學術及び實務を習得し、試験を受ける。試験の成績によつて序列が定まり、その序列によつて、主計伍長の缺員のあり次第、主計伍長に任せられるのである。

入營して主計下士官を志願する時期は別段に規定がない。その時期に至れば、中隊長から注意があるから、その時に志願するのであつて、志願を申出づれば、班長は一切の手續をしてくれる。

主計下士官候補者になるのは、歩、騎、砲、工、航空、輜重各兵科の現役兵（輜重特務兵を除く）で、概ね一年以上在營し、主計下士官に志願したもの、中から、銓衡するのである。



既に主計下士官候補者となり、また既に入營してから、概ね二年を経たところで、現役の主計下士となる。主計下士官は曩に陸軍武官の官等表に掲げたやうに主計伍長、主計軍曹、主計曹長となつて順次に進級するのであるがその進級の度合は各兵科の下士と同じである。主計下士官候補者から主計になつた最初は、いふまでもなく主計伍長である。下士になつてからのことは以下に述べることにする。

縫装工下士官になるには

兵から縫、装工下士官を志願して、縫装工下士官となる経路を述べれば次の如くである。入營後、縫、装工下士官候補者を志願する。採用されると陸軍被服本廠で必要なる學術を修得する。

縫、装工下士官候補者は、歩兵に限らず、歩、騎、砲、工、航空、輜重各兵科の現役兵（輜重特務兵を除く）で、八月以上在營し、縫、装工を志願したもの、中から、銓衡の上採用することになつてゐるが、これを志願するものは多くは各兵科の中で、縫工兵、装工

兵に採られた人である。

縫、装工下士官を志願して、その候補者に採用され、ば、陸軍被服本廠で、縫、装工下士官候補者の教育を受ける。その教育の目的は、

被服品の補修並に製作に關する技術及び之れに關する所要の學術を修得せしめ、且つ初級下士官たるに必要な能力を具備せしめるのであつて、教育期間は毎年九月に始まり、習年十一月に至る約十四ヶ月である。その間本廠に居住してゐるのであつて、左の課目を教はるのである。

軍事學	被服材料學	被服貯藏法
被服經理學	工場管理學	物理化學
數學	圖學	被服製作
被服修理	被服材料及製品検査	紙型の調製
木型の修正法	身體寸度實測	被服貯藏保全法實習



洗濯染色防水加工等實習

石鹼保革油等製造實習

訓

育

右の課程を終へると、卒業證書を附與され、縫、装工伍長に任せられるのである。縫、装工伍長は、主計伍長と同じく經理部の下士で、各々縫工伍長、装工伍長、同軍曹、同曹長となり、縫工准尉、装工准尉となり、更に主計少尉候補者となつて、經理部士官となることが出来る。

經理部士官になるには

かくして主計下士官、縫工、装工下士官等の經理部下士官になつて主計曹長、主計准尉になれば、各兵科の曹長及准尉が少尉候補者になれるのと同様に主計少尉候補者を志願することが出来る。

主計少尉候補者は年齢三十八年未満の現役各兵科（憲兵科を除く）の准尉、曹長及び經理部准尉、同曹長で身體強健、人格成績、共に優れ、且つ家庭の良好なるものから試験の上、定められるのである。

經理部准尉下士官は、各兵科兵から主計下士を志願して主計准尉、主計曹長になつたものも、縫、装工下士を志願して来たものも、また前節に述べたやうに、各兵科（憲兵科を除く）下士も同じく主計少尉候補者を志願出来るのである。さて、主計少尉候補者の試験は専ら候補者の學識と、活用能力とを檢定するもので、概ね左の標準である。

經理部士官に必要な程度の、陣中要務令、會計經理、中學校卒業程度の、外國語、物理及び化學、數學（算術、初等代數、初等平面幾何）讀書、作文、地理、歴史、

註、外國語學は英語、獨露及び支那語の中、受験者の希望により其の一つを試験する試験は全部筆記試験である。

右のやうに主計少尉候補者の試験は、可なりむづかしく、中學卒業程度であるから、下士官時代に餘ほど勉強して、中學卒業程度の學力をつけてゐなければ、合格することは出来ないが、併しそれも、その人の心掛け次第である。



さて主計少尉候補者になれば、今度は陸軍經理學校の乙種學生となつて入學するのである。陸軍經理學校には主計候補者ばかりでなく、經理部士官候補者も入る。經理部士官候補者は、前にちよつと述べた各兵科（憲兵科を除く）の士官で、一年以上隊務に服し、經理部士官を志願し、身體强健、勤務精勵、且つ將來發達の見込ありと認められたもので、經理部士官候補者の修業期間は一年であり、主計少尉候補者の修業期間は一年六ヶ月である。

陸軍經理學校は、經理部に必要な學術を修得せしめ、且つ陸軍經理に關する學術の調査及び研究を行ひ、併せて陸軍經理に關する軍務に従事するもの、教育に要する圖書の編纂をすることをあつて、

主計少尉候補者は、經理學校を卒業すると、所屬隊或はその師團の經理部で二、三ヶ月間、經理部士官の勤務を習得し、經理部士官銓衡會議の銓衡を経て、主計少尉に任せられる資格を備へる、かくて關員に應じて經理部士官に任せられるのであるが、各兵科からの

經理部士官候補者は、經理學校を卒業すれば、直ちに經理部士官となり、志願當時の階級相當の經理部士官となるのである。即ち少尉候補者となつたものは、卒業すれば主計少尉になり、中尉で志願したものは、卒業して主計中尉に、大尉で志願したものは、卒業して主計大尉になるのである。さてかく經理部少尉に任官したならば、それから上は、本人の勉強次第で進級することが出来るのである。

### 第十一章 蹄鐵工兵より獸醫部下士及び士官への

#### 立身案内

#### 獸醫部下士官になるには

先づ入營すると蹄鐵工兵を志願するのである。蹄鐵工兵といふのは、陸軍の歩兵、騎兵、砲兵、輜重兵の上等兵か又は一二等兵にして陸軍の蹄鐵術を修業したる者を云ふのである。従つて現役兵からなることが出来る。

蹄鐵工兵採用されるには、前項に一寸述べたやうに、以上の兵科に入隊し、概ね三ヶ月



後に志願する。然るときは其の志願者中から選抜せられたるものが、蹄鐵術を四ヶ月乃至八ヶ月間修業し、蹄鐵工兵となり、在隊間裝蹄の業務に服し、満期除隊の際、蹄鐵術卒業證書を附與せられるのである。

蹄鐵工兵の任務及び志願資格

陸軍に於ける特殊業務のことを特業者といふが、こ

の特業者は八種ある。其中蹄鐵工兵は他の特業者よりも重要な任務に服するのである。蹄鐵工兵の技備如何は直ちに活兵器たる軍馬の能力に影響する處頗る甚大である。よつて其の修業期間は最も長く、且つ身體健全、品行方正、勤務勉勵にして、體力、智能共に優秀なる者たることが必要な條件である。

蹄鐵工兵の特典

陸軍蹄鐵工兵は除隊後蹄鐵術卒業證書を添へ地方廳を經由して農林省に出願するときは、直に蹄鐵工免狀を下附せられ、蹄鐵工を開業することが出来る特典を有してゐる。

獸醫部下士官の採用

獸醫部下士官になるには、蹄鐵工兵中、獸醫部下士官志願者

中より選抜の上、獸醫部下士官候補者を命せられ、毎年十二月十日陸軍獸醫學校（東京市世田ヶ谷）に入校し、約十ヶ月同校に於て獸醫部下士官に必要な學術、技術の教育を受けたる後、原隊に復歸する。そして直に陸軍三等獸醫務伍長に任官するのである。

獸醫部下士官候補者採用人員は、毎年採用人員を異にしてゐるが、五十名乃至六十名を採用してゐる。

獸醫部下士官候補者の修得する學科の課目を見ると、一、軍陣蹄鐵學、二、軍陣衛生學、三、軍陣看護學、四、軍用動物學、五、獸醫部勤務學、六、獸醫材料學、七、兵用普通學、八、劍術等である。

獸醫部下士官の立身法

獸醫部下士官が陸軍獸醫部將校に立身する途は、獸醫部派遣學生を経て、現役陸軍獸醫務少尉に任官し、又は豫備役の陸軍獸醫務少尉に任官する途である。

但し後者に在りては獸醫師免許證を有し、四ヶ年以上陸軍獸醫務准尉として服役したる



もの、現役を退く際獣醫務少尉に進級任官するものである。

獸醫部下士官の待遇

陸軍獸醫部の准士官、下士官の待遇を見やう。

イ、獸醫務下士官の官等

准士官	判任一等級	獸醫務准尉
-----	-------	-------

下士官

判任二等	判任三等	判任四等
獸醫務曹長	獸醫務軍曹	獸醫務伍長

ロ、獸醫務下士官の進級 俸給、恩給は他の陸軍各兵科各部の准士官下士官と同一である。

ハ、獸醫務下士官の技術加俸は各兵科 各部の准士官、下士官と異り、技術を有するを以つて技術加俸の支給を受ける。技術加俸に一等乃至二等の等級がある。

一等技術加俸 月額六圓 二等技術加俸 月額五圓

三等技術加俸 月額四圓 四等技術加俸 月額三圓

獸醫部下士官になるには 蹄鐵工兵が、獸醫務下士官を志願し、累進して獸醫務准尉

又は獸醫務曹長になれば、獸醫務少尉候補者となること出来る。

獸醫務少尉候補者は、年齢三十八年未満の現役獸醫務准尉又は獸醫務曹長で、身體強健人格成績、共に優れ、且つ家庭の良好なるものから、所管聯隊長が選抜し、試験の上、定めるものであつて、獸醫務少尉候補者になれば陸軍獸醫部派遣學生として、獸醫學校に派遣されるのである。獸醫務少尉候補者即ち陸軍獸醫部派遣學生候補者になる試験課目及び程度は次の如くである。

獸醫部派遣學生候補者試験課目

- 陸軍獸醫學校下士學生終了程度 軍馬衛生學、病馬看護學、蹄鐵學
- 中學校三學年終了程度 數學、博物、英語



軍馬衛生學や病馬看護學等は、曩に獸醫學校で修得したものであるし、數學、博物、英語も中學三年程度であるから、下士官時代に勉強すれば容易に合格することが出来る。試験の上獸醫務少尉候補者として派遣學生となつた者は、實業學校令に依る地方の獸醫學校に二箇年入校を命じ、卒業と同時に獸醫務少尉候補者を命ぜられ、原隊か他の隊で勤務してゐて二ヶ月後陸軍獸醫務少尉に任官する。入校中の授業料は勿論官費である。

### 第十二章 陸軍工科學校から砲工兵技術下士及士官への立身案内

陸軍工科學校は二十三歳までの各兵科現役兵から毎年志願して試験に應ずることが出来る。一般の現役兵以外からの志願は二十歳まで、あるが現役兵は二十三歳迄受験することが出来る。但し妻ある者、破産の宣告を受け復権を得ざる者、禁錮以上の刑に處せられた者、素行の修まらない者等は採用されない。次に少しく入學に就て説明しよう。

#### 陸軍工科學校とはどんな學校か

陸軍工科學校は陸軍の兵器、技術を掌る幹部、所謂技師技手に相當せる技術下士及士官を養成するところであつて、明治五年佛國のルボン砲兵大尉が大砲の製造修理を教育するために創立したのが始まりと云はれて、寔に我が國工業教育の鼻祖とも云ふべき由緒深い學校である。

其の後時勢の進展に伴つて數度の改革を経、現在では左の學生生徒を教育して居る。

生徒 一般全國から志願者を募つて採用試験を行ひ、合格したものを以つて充て、

火工科、鞍工科、鍛工科（以上砲兵科）木工科、機工科、電工科（以上工兵科）の七

工科に別ち、各々陸軍幹部の一員たる技術下士官たるに必要な素養を與へられるもので、修業年限は二ケ年である。

乙種學生 本校生徒の課程を卒へ隊附にある技術下士官で、新兵器其他生徒修業期間習得しない新しい學識、技術の補備教育を受けるもので、修業期間は概ね四ヶ月で



ある。

甲種學生 陸軍砲工兵科の技術將校となるべき學生である。技術准尉及び技術曹長から試験により選抜採用されるもので正に勤勉努力者のみに與へられる成功への登龍門である。これは一ケ年間教育せられた後砲工兵科准尉に任官する。

甲種學生中學術優秀なるものを銓衡し、少尉任官後各地の官立高等工業學校に依託し、高等専門の工學を習得せしめられる員外學生といふのもある。

#### 各工科の内容と志願より任官まで

毎年三月頃、陸軍工科學校生徒召募が公告されるからそれによつて略々毎年六月十日迄（一般は五月末日迄）に志願の旨を隊長まで申出て、志願票を提出すれば、九月中旬よりの入校試験を受けることが出来る。合格すれば十二月一日に現役兵からそのまゝ入校することが出来る。勿論一般からも生徒として入校する。入校後は一切官費であると共に毎月四圓を手當として支給される。

入校すれば一齊に生徒隊に編入せられ、學校内で軍隊生活と同様に軍規の下に正しく起居し演練せられ、一廉の軍人になると共に技術者たるべく左の通り區別教育せられる。

イ、火工科 製造化學を主とし、火藥爆藥及び彈丸火具等の取扱に任ずる技術下士官を養成する。

ロ、鞍工科 應用化學を主とし、革及び麻製兵器の製造修理に任ずる技術下士官を養成する。

ハ、銃工科 機械工學冶金學を主とし、小銃、機關銃、各種歩兵砲等の製造修理に任ずる技術下士官を養成する。

ニ、鍛工科 木工科も銃工科と略同様であるが、銃工科が歩兵隊兵器を主として教育せらるゝのに反し、鍛工科では砲兵隊や重砲隊で使用される火砲の取扱修理に當る技術下士官を養成する。

ホ、木工科 土木工學を主とし、陸軍道路、鐵道、橋梁の修築、その他地形測量等土木



に關する事項を掌る技術下士官を養成する。

へ、機工科 機械工学、冶金學を主とし、發動機、自動車輛等の取扱修理に任ずる技術下士官を養成する。

ト、電工科 電氣工學を主とし、陸軍に於て使用せらるゝ電氣關係兵器の取扱保存に任ずる技術下士官を養成する。

以上は工科毎に行ふ術科教育の概要を記述したのであるが、この外共通普通學として數學、英語、物理、化學等が中等學校程度で教授せられる。その他訓育術科等で行軍や游泳演習や、地方の工場見學等は生徒の修學間忘るゝことの出来ない追憶であらう。かくて滿二ヶ年寢食を共にした、あの戰友の歌に偲ばるゝ以上の團樂生活を送つて來た生徒も、今は任官して、北海道から臺灣、滿洲の涯までの各任地に配屬せしめられる。行くもの送るもの感無量である。任官當初は伍長、配屬部隊は略々次の通りである。

イ、砲兵火工伍長（火工科出身）砲兵隊

ロ、同 鞍工伍長（鞍工科出身）騎、砲、輜重兵の各隊

ハ、同 銃工伍長（銃工科出身）各兵諸隊（除砲兵隊）

ニ、同 鍛工伍長（鍛工科出身）砲、輜重、自動車の諸隊

ホ、工兵木工伍長（木工科出身）砲、工、輜重、鐵道、電信の諸隊

へ、同 機工伍長（機工科出身）鐵道、工兵、自動車の諸隊

ト、同 電工伍長（電工科出身）砲、工兵、鐵道、電信の諸隊

この外陸軍の官衙學校には、夫々必要に應じ各種の技術下士官が配屬せらる。これからが専心國家に御奉公出來るのである。而して、是等數多の技術下士官の先達となり、業務を統一する爲め、前記甲種學生卒業の將校及び技術准尉が各隊毎に一名宛配屬せられてゐるのである。

砲工兵技術下士官の待遇と將來

これら各技術下士官となつたものには俸給の外に技術加俸、勤屬加俸、在勤加俸等がある



が少しく之を説明しよう。

各技術伍長任官後各軍曹に進むのは通常一年後である。各曹長に進むのは伍長任官後平均三年である。營内居住から營外居住に移るのは伍長任官後一年半乃至二年後、各技術准尉に進むのは伍長任官後平均十年位である。營内居住時代の俸給が少いのは、衣食住全部官給の爲である。

諸工長の俸給加俸表

區分 營内居住 營外居住 (毎月受領)

准士官 2 1 八〇、〇〇〇 七五、〇〇〇

曹長 3 2 1 三三九、〇〇〇 三〇四、〇〇〇 六六三、〇〇〇 六〇〇、〇〇〇

軍曹 4 3 2 1 一一一、〇〇〇 一三五、〇〇〇 一五〇、〇〇〇 一五五、〇〇〇 四八五、〇〇〇 四〇〇、〇〇〇 五〇〇、〇〇〇 五五〇、〇〇〇

伍長 2 1 一〇、五〇〇 四四、五〇〇 四四、〇〇〇

勤績加俸 (技術准尉任官後三年を経過せる者毎月五圓)  
 技術加俸 (營外居住の技術下士官に對し毎月三圓乃至六圓)  
 在勤加俸 (臺灣朝鮮滿洲在勤者俸給の五割乃至六割)

技術曹長になれば少尉候補者の試験を受けることが出來、合格すれば甲種學生として工科學校に入學を命ぜられ、一年間修業後砲兵又は工兵の少尉に任せられて、技術に關することを掌るのである。

尙火工下士官には火藥取扱の内務省の免狀を下附せられる特典がある。各府縣の火藥に關する事務官其他會社等で、多量の爆藥を取扱ひ法規上此免狀を有する者を充用する必要のある位置は大部分火工下士官出身である。此は火工下士官の有利な點である。生徒は學校卒業後三年間は勝手に軍隊を退く事は許されないが、其以後は一年毎に再服役期限を延長し、本人の志願する限り通常此希望は許されるのである。



砲工兵少尉候補者から士官になるには

砲工兵の准尉及び曹長は同じく砲、工兵科の下士ではあるが、砲、工兵科の曹長、准尉とは、違つてゐる。砲、工兵科の曹長、准尉は、他兵科の下士と同じく、兵から下士志願をして累進して来たのであるが、この技術准尉及曹長は、兵士から、或は陸軍部外から陸軍工科學校に入り、工科學校を卒へて下士になつたもので、技術を掌る砲、工兵士官たらんとするものである。それで少尉候補者になる資格としては同じく年齢三十八年未満の現役の砲、工兵技術准尉又は曹長で身體強健、人格成績共に優れ且つ家庭の良好なるものの中から試験の上、定められるのであるが、その試験は、陸軍工科學校學生採用規則に依るもので、左の格例によるのである。

少尉候補者たるべき砲工兵下士官候補者試験格例

火、鞍工曹長及同出身准尉	銃、鍛、機工曹長及同出身准尉	電工曹長及同出身准尉	木工曹長及同出身准尉
同	同	同	同
學	學	學	學
數	數	數	數

物理學	同	同	同
英語	同	同	同
應用化學	機械工學	電氣工學	土木建築學
兵器學務	同	同	同
兵器學	同	同	同

右の課目は何れも工科學校に於て修業したものであるから、決して難事ではない。かくて少尉候補者になれば、再び陸軍工科學校の甲種學生となり、一年の修業を積み、卒業すれば、二月間所屬軍隊或は陸軍技術本部や技術工廠等で士官の勤務を習得し、少尉に任せられるのである。

第十三章 陸軍部内の諸學校案内

陸軍重砲兵學校



本校は砲兵監に隷屬し、學生に射撃、戰術、觀測、通信術、砲塔術及要塞電燈術等を修習せしめ之を各隊に普及し且常に是等諸學術の調査研究を行ひ以て重砲兵教育の進歩を圖り、尙練習生に砲塔術、通信術及要塞電燈術等を修得せしめ並に重砲兵用器具、器具材料等の研究試験を行ふ所である。學生を別ちて、

甲種學生 砲兵科大、中尉を以て之に充て主として射撃術及び戰術を修得せしめ其の修學期間は概ね七ヶ月である。

乙種學生 砲兵科中、少尉を以て之に充て主として射撃及砲塔術を修習せしめ其の期間は概ね六ヶ月である。

砲塔術練習生 砲兵科中、少尉を以て之に充て主として觀測通信要塞電燈術を修得せしむ。其の期間は概ね六ヶ月である、但し必要ある場合には他兵科大中尉を學生となし又は臨時に他兵科將校を召集して必要の修學を爲さしむることあり。

尙練習生は二種に分ち、砲塔練習生通常年二回、其の他は一回重砲兵隊より下士官兵を

入校せしむ。

1、砲塔術練習生 主として砲塔術を練習せしめ其の期間概ね五ヶ月である。

2、通信練習生 主として通信術を修得せしめ其の期間概ね七ヶ月である。

3、電燈術練習生 要塞通信術を修得せしめ其の期間概ね五ヶ月である。

本校に於ては右の外重砲兵隊下士官候補者を入校せしめ砲兵科現役下士官たるに必要な教育(第二年度の教育)を行ふ、其の期間は概ね一ケ年である。

所在地—神奈川縣浦賀町

陸軍工兵學校

本校は工兵監に隷屬し工兵技術、戰術及交通術等を修得せしめ、之を各隊に普及し是等諸學術の調査研究を行ひ工兵教育の進歩を圖り並に工兵用兵器材料等の研究試験を行ふ所とす。

學生 工兵大、中尉(時としては少尉)を以て之に充つ、又臨時に各科の佐、尉官下士



官を召集し必要の修學を爲さしめることがある。

右學生の外下士官候補者を入校せしめ工兵科下士官候補たるに必要な教育(第二年度教育)を行ふ、其の期間概ね一ケ年とし毎年一回入校せしめる。

所在地—千葉縣東葛飾郡明村

#### 陸軍通信學校

本校は教育總監に隸屬し通信に關する學理及技術を修得せしめ且つ通信に關する學術の調査研究を行ひ以て通信技術の統一進歩を圖り並に通信器材の研究試験無線通信器材の審査、検査及固定無線所の建設補修等を行ふ所である。

前項の外無線通信を掌る工兵科現役下士官と爲すべき生徒を教育する。(一般より募集す)

工兵科現役下士官を志願し召募試験に合格したる者を以て之に充て其の修業期間は概ね二ケ年である。學生は(生徒を除き)甲種、乙種に分ち、

甲種學生 各兵科の尉官を以て充て修業期間は十ヶ月である。但し修業期間を終りたる中

より選抜し更に一年以内須要の學術を修得せしめる。

乙種學生 各兵科下士官を以て充て其の期間は六ヶ月である。

所在地—東京市杉並區馬橋

#### 陸軍自動車學校

本校は教育總監に隸屬し學生及兵をして自動車に關する學術を修得せしむる所である。學生を分ちて甲種、乙種とする。

甲種學生 各兵科尉官を以て之に充て、其の期間輜重兵科の者は概ね八ヶ月其の他は概ね約五ヶ月である。

乙種學生 各兵科下士官を以て之に充て其の期間は概ね五ヶ月である。

所在地—東京市世田ヶ谷區世田ヶ谷町

#### 陸軍經理學校



本校は陸軍大臣に隷屬し學生をして經理部に必要なる學術を修得せしめ且陸軍經理に關する學術の調査及研究を行ひ、併せて陸軍經理に關する業務に従事する者の教育に要する圖書の編纂を爲す所である。學生を分ちて左の四種とする。

甲種學生 主計大尉、中尉の中、試験に合格したる者等にして其の修業期間は概ね二年である。

乙種學生 陸軍補充令第二十三條の規定に基き任官したる主計中尉を以て之に充て經理部に必要なる高等學術を修得せしめ其の期間は概ね八ヶ月である。

丙種學生 經理部士官候補者を以て之に充て經理部士官たるに必要な學術を修得せしめ其の期間概ね一ケ年である。

丁種學生 主計少尉候補者（計理部准尉、曹長）を以て之に充て經理部士官たるに必要な學術を修得せしめ其の期間概ね一ケ年半である。

所在地—東京市牛込區河田町

### 陸軍軍醫學校

本校は陸軍大臣に隷屬し學生をして衛生部に必要なる學術を修得せしめ、軍陣醫學及軍陣藥學を研究し軍事衛生に關する試験を行ひ、併せて陸軍衛生に關する業務に要する圖書の編纂を爲す所である。

學生を分ちて上長官學生、甲種士官學生、乙種士官學生及准士官學生とする。

上長官學生は軍醫正及藥劑正を以て、甲種士官學生は軍醫及藥劑官中から銓衡したる者を以て、乙種士官學生は初任の軍醫及藥劑官を以て准士官學生は衛生少尉候補者を以て之に充つ、其の修業年限は上長官學生を除くの外一年、上長官學生は陸軍大臣之を定める。

所在地—東京市牛込區戸山町

### 陸軍獸醫學校

本校は陸軍大臣に隷屬し學生をして獸醫部に必要なる學術を修得せしめ蹄鐵工長候補者



に對し必要なる教育を施し、獸醫部に必要なる學術及材料を研究調査し軍用動物の衛生に關する試験を行ひ細菌學的豫防品及治療品の製造を爲し併せて軍用動物衛生に關する業務に従事する者の教育に要する圖書の編纂を爲す所である。

學生を分ちて専攻學生、甲種士官學生、乙種士官學生及下士官學生とする。

専攻學生は獸醫少佐、同大尉より銓衡したる者を以て、甲種士官學生は大尉、中尉を以て、乙種士官學生は獸醫中尉、少尉を以て、下士官學生は獸醫務准尉及同曹長を以て之に充てる。

修業期間 専攻生は概ね一年、乙種士官學生は八ヶ月、下士官學生は概ね三ヶ月、獸醫務下士官候補者は概ね十ヶ月である。

所在地 東京市牛込區戸山町

### 陸軍飛行學校

本校は陸軍航空本部長に隸屬し學生に航空に關する諸般の學術を修得せしめ之を各隊に

普及し、常に是等諸學術の調査研究を行ひ以て航空兵教育の進歩を圖り、並に航空に關する兵器器材の研究試験を行ふ。學校は所澤、下志津、明野、濱松に置く。操縦生徒は熊谷陸軍飛行學校にて訓育する。

學生を分ちて左の三種とする。

- 1、操縦學生 航空兵科尉官を以て之に充て、飛行機操縦に關する學術を修習せしめる。
- 2、機關學生 航空兵科尉官を以て之に充て機關に關する學術を修習せしめる。
- 3、特科學生 航空兵科准士官下士官を以て之に充て氣象其他に關する學術を修習せしむ。

本校に於て航空兵科現役下士官と爲すべき生徒を教育する。生徒を分ちて左の二種とし航空兵科下士官たることを志願し召募試験に合格したる者を以て之に充てる。

操縦生徒 操縦に任ずる航空兵科下士官たるに必要な諸學術を修習せしめ其の期間概

ね二年とする。



技術生徒 飛行機及其の他航空器材の整備に任ずる航空兵科下士官たるに必要な諸學  
術を修習せしめ、修業期間概ね三年とする。

所在地は

陸軍飛行學校—埼玉縣所澤町

下志津飛行學校—千葉縣下志津

明野飛行學校—三重縣明野

濱松飛行學校—靜岡縣濱松

陸軍士官學校

本校は教育總監に隸屬し各兵科（憲兵を除く）士官と爲すべき生徒及學生を教育する所  
である。生徒は、陸軍幼年學校卒業者或は陸軍將校たることを志願し召募試験に合格して  
陸軍豫科士官學校に入學し而して卒業したる者を以て之に充てる。  
陸軍豫科士官學校は幼年學校卒業者及一般入校試験合格者を教育する。

學生は陸軍各兵科少尉候補者たる准尉曹長又は軍曹を以て之に充てる。

學生の修業期間は一ケ年である。尙、分校に於ては航空兵少尉候補者を學生として航空兵  
科將校として必要な教育を行ふ。

所在地—神奈川縣座間、分校—埼玉縣所澤

陸軍野戰重砲兵學校

本校は砲兵監に隸屬し學生に射撃、戰術、觀測通信術並に馭法等を修得せしめ之を各  
隊に普及し、且常に是等諸學術の調査研究を行ひ以て野戰重砲兵及び高射砲兵の教育の進  
歩を圖り並に野戰砲兵及高射砲兵用器具材料等の研究を行ふ所とする。學生を分ちて左の  
五種とする。

甲種學生 砲兵科大尉を以て之に充て、主として射撃及戰術を修得せしめる。その期

間は概ね七ヶ月である。

乙種學生 砲兵科大中尉を以て之に充て、主として射撃を修得せしめる。其の期間は概



ね五ヶ月である。

観測學生 砲兵科中少尉を以て、之に充て、主として観測通信術を修得せしめる。其の期間は概ね六ヶ月である。

馭法學生 砲兵科中少尉を以て之に充て、主として馬術及馭法を修習せしめる、其の間は概ね十一ヶ月である。

高射砲學生 砲兵科中少尉を以て、之に充て主として高射砲に関する學術を修習せしめる。其の期間は概ね五ヶ月である。

尙ほ本校に於ては右に掲ぐる學生の外野戰重砲兵第七、第八聯隊及高射砲隊の下士官候補者を入校せしめ、砲兵科現役下士官たるに必要な教育（第二年度の教育）を行ふ。其の修業期間は概ね一年である。

以上述べた學校の外に陸軍部内には左の諸學校がある。今其の學校名及入學資格等の大要を述べよう。

#### 陸軍習志野學校

本校は教育總監に隸屬し、軍事に関する科學の教育並に調査研究等を行ふ所である。學生は各兵科將校を以て之に充てる。

所在地—千葉縣習志野

#### 陸軍大學校

本校は參謀總長に隸屬し將校をして高等用兵に関する學術を修得し併せて軍事研究に須要なる學識を増進せしめ、且高等用兵に関する學術の研究を行ふ所である。

1、學生 學生は各兵科（憲兵を除く）中少尉にして二年以上隊務に服し學識に富み身體強健勤務精勵志操高尚將來發達の見込十分にして、且選抜試験に合格したる者を以て之に充つるものとする。

2、修業期間 學生の修學期間は三年である。

所在地—東京市赤坂區青山



### 陸軍砲工學校

本校は教育總監に隸屬し砲兵、工兵科の少尉を以て學生となし砲、工兵科勤務に必要な學術を教授する所とする。但し少尉にして入學し得ざる者は中尉又は大尉に進級の後に在りても學生となすことを得る。

1、學生を分けて普通科、高等科とする。

2、修學期間 普通科は概ね一ヶ年高等科は普通科の修學を終りたる學生中より選拔し更に一ヶ年在學せしめ尙ほ須要なる學術を修めしめる。

所在地—東京市牛込區余丁町

### 陸軍歩兵學校

本校は教育總監に隸屬し學生に射撃戰術及通信術等を修得せしめ之を各隊に普及せしめ且常に是等諸學術の調査研究を行ひ以て歩兵教育の進歩を圖り、並に携帶火兵、機關銃戰車其の他歩兵用器具材料等の研究試験を行ふ所とする、尙本校は軍用犬の育成に任ずる。

學生 學生を分ちて左の二種とし通常毎年二回入校せしめる。

1、甲種學生 歩兵科大尉を以て之に充て、主として射撃及戰術を修得せしめる。其の修業期間は概ね四ヶ月である。

2、乙種學生 歩兵科中少尉を以て之に充て、主として射撃又は戰術を修得せしめる。其の修學期間は概ね四ヶ月である。

必要に應じ他兵科（憲兵を除く）の大尉又は中尉を以て學生と爲すことを得る、又他兵科（憲兵を除く）の將校を召集し必要の修學を爲さしむることを得る。

所在地—東京市淀橋

### 陸軍戸山學校

本校は學生に體操、劍術及喇叭譜等の訓練を爲し且體操、劍術及喇叭譜等に關する調査研究及試験を行ひ、並に軍樂生徒に樂手補たるに必要な教育を爲し、且軍樂に關する調査研究及試験を行ふ所とする。



學生を分ちて左の二種とする。

1、甲種學生 各兵科（憲兵を除く）中少尉及下士官を以て之に充て體操、劍術等の訓練を爲さしめる其の修學期間は概ね五ヶ月として通常毎年二回入校せしめる。修業を終りたる學生より若干名を選抜し、教育總監の認可を受け更に一修學期繼續して在學せしめ、尙須要の學術を修習せしめることを得る。

2、乙種學生 各隊（憲兵隊を除く）の喇叭長（喇叭長候補者たる兵を含む）を以て之に充て喇叭譜の訓練を爲さしめる。其の修業期間は概ね二ヶ月とし通常毎年二回入校せしめる。右の外臨時に各兵科（憲兵を除く）の將校に必要な學術を修得せしむることを得る。

3、軍樂生徒 一般より軍樂部出身志願の者を選抜して之に充て、樂手補たるに必要な學術を修得せしめる、其の修學期間は概ね二年とする。

所在地—東京市牛込區戸山町

### 陸軍騎兵學校

本校は騎兵監に隸屬し學生に馬術、戰術射擊及通信術等を修得せしめ、之を各隊に普及せしめ且常に是等諸學術の調査研究を行ひ、以て騎兵教育の進歩を圖り騎兵用兵器器具材料等の研究試験を行ふ所とする。

學生を甲種、乙種、丙種に分ち、甲種學生は騎兵大、中尉を以て之に充て主として戰術を修得せしめ其の期間は概ね八ヶ月とし通常年一回入校、乙種學生は騎兵中、少尉及輜重兵科士官を以て之に充て主として馬術を修得せしめる。其の期間は概ね十一ヶ月とし通常年一回入校せしめる。但し修學を終りたる騎兵科學生中より若干選抜して更に概ね一年在學せしめ尙須要なる學術を修得せしめることを得る、丙種學生は騎兵中、少尉を以て之に充て主として射擊又は通信術を修得せしめ其の期間は概ね四ヶ月、通常毎年二回入校せしめる。

右の外臨時に騎兵佐官を召集して必要の修學を爲さしめる。



陸地測量技手任用

陸軍軍人中、陸地測量手にならうとするものは、特に募集に應じて、陸軍測量部修技所生徒となり、陸地測量部修技所に於て、測量に關する學術を修め卒業の後、陸地測量手となるのである。その資格は次の如くである。

一、現役各兵科、各部准士官下士卒卒で募集の年に於て現役を離れ若くは歸休となるもの又は豫備役、後備役將校同相當官、准士官下士卒卒にして現役を離れた年の十二月一日より起算し三年を経過せざる者。

二、年齢三十年（年齢の起算は募集年の十二月一日調を以てす）未滿のもの。

三、身體強健、行狀方正、勤務勉勵のもの。

であつて、募集試験に合格したものである。試験科目及び程度は左の通りである。

一、作文 漢文交り及書簡文。

二、數學 中學校第二學年修了程度。

三、物理 中學校第四學年修了程度。

生徒の修學期間は概ね一年で、三角、地形及製圖の三科の中一を専修せしむるのである。

生徒中は月額二十二圓五十錢の手當を支給せられる。

陸地測量手が更に陸地測量部修技所に於て、二箇年以上高等の學科を修業すれば陸地測量師となる事が出来るのである。

陸軍戰車學校

陸軍戰車學校は學生に戰車隊又は裝甲車隊に必要な諸學術を修得せしめ、之を各隊に普及し、是等諸學術の調査及研究を行ひ、以て戰車隊及輕裝甲車隊の教育の進歩を圖り、且是等に必要なる兵器其他の資材の研究及試験並に機械化部隊に關する綜合研究を行ふ所とす。

陸軍教導學校

本校は教育總監に隸屬し、歩、騎、砲兵科現役下士官と爲すべき學生を教育する所で左



の三箇所に置く。

仙臺、豊橋、熊本。

#### 陸軍幼年學校

本校は陸軍將校たることを志願する者の中より、陸軍大臣の定むる所により（陸軍諸學校生徒採用規則）選拔せられたる生徒に、陸軍豫科士官學校生徒たるに必要な素養を與ふる爲め、軍事上の必要を顧慮して普通學科を教授し、軍人精神を涵養する所とす。東京仙臺、廣島の三箇所に置く。

#### 陸軍航空技術學校

本校は陸軍航空本部長に隸屬し、技術生徒に航空技術に關する諸般の學術を修得せしめる所とす。

#### 憲兵練習所

本所は憲兵司令官に隸屬し、憲兵科士官、下士官を訓育する所とす。

#### 陸軍關係各職工

陸軍部内の造兵廠、兵器本廠、兵器支廠等では見習職工を募集養成する。又千住製絨所、陸軍糧秣本廠、陸軍被服本廠等にも夫々職工を募集してゐるから、軍人以外の軍屬、雇となることも出来る。

#### 陸軍衛戍刑務所

看守、警査等を採用してゐる。之は陸軍文官で現役兵在郷軍人からも採用する、陸軍監獄看守及陸軍警査を志願するものは、陸軍各兵科豫備役、後備役、下士官及歸休兵から其の者の志願に依りて採用するものとす。然し左に掲ぐる者は採用せられない。

1、身體虛弱の者

2、年齢四十歳以上の者

3 禁錮以上の刑に處せられたる者。但し陸軍刑法、又は海軍刑法に依り一年未滿の禁錮に處せられたる者は此の限りにあらず。



## 4、破産の宣告を受け復権を得ざる者

志願手續は、下士官、上等兵にして志願する者は、現役満期若しくは歸休退營前一月以内、又は退營後一年以内に末尾様式に依る願書に履歷書を添へ、其の退營前に係る者は所屬部隊長を、退營後に係る者は聯隊區司令官を経て、採用を希望する地の師團長に願出づるものとす。

## 第十四章 滿洲國陸軍將校となるには

滿洲國の現状は有爲なる青年を求む

興亡實に三千年の歴史を有する滿洲は、柳條溝の爆破に端を發したる滿洲事變に依り、舊い殻を破つて、敢然として新興滿洲國は誕生したのである。有史以來の世界に誇る民族の結晶であり、多種民族の王道樂土である。

滿洲建國以來、日、滿兩國間の親善、友好は愈々厚く、兩國の關係は、日毎に其の濃度

を加へつゝあるが、この現状に到る迄の最近三十ケ年間、我國民の此の國土開發に竭したる功績は、斷じて他國民の追隨を許し難い偉大なものであつた。然して滿洲國建國宣言に於て完全なる五族協和即ち現存の漢族、日本、朝鮮、滿族、蒙族の協和を標示して居る故に日本人は滿洲國の構成分子なるが爲め、種々の權益を有して居る。但し最も文明的であり優秀なる民族は日本人を除いては他には無い。故に發展途上にある滿洲國は日本人の指導を必要とするは天の理なり。

右の如き現状に在る滿洲國は、志操堅實なる日本青年を求むる事切なり。

行け滿洲國へ！

先輩が尊い血を流したる滿洲、先輩の血に依つて獲得したる權益を、より以上に發展せしめ、完全なる實を結ばせる義務は吾等青年の奮闘の如何にあり。

滿洲國を完全なる世界の王道樂土にするか、否かは大日本帝國の試金石である。世界の各國は重要なる問題としてある。吾等青年の責務は重大なる秋なり。



奮起して日本青年の使命を果せ。満洲國は日本青年を求めて居る、有爲なる日本青年を  
双手を擧げて待つて居る。行け満洲へ！

男性的な満洲に於て一旗擧げる其の意氣、日本青年の意快とする處ならずや。青年將校  
となり、満洲の原頭に馬首を進むる雄姿こそ青年の望む處である。

日系陸軍將校募集及採用規程要項

本規定中、軍官とあるは本科將校、軍需とあるは經理部將校の事である。

イ、志願資格

日系軍官、軍需候補者ハ日本陸軍軍人中左ノ各號ニ該當スルモノヨリ募集シ銓衡ノ上  
之ヲ採用ス

- 1、幹部候補生出身ノ豫備役同相等官
- 2、豫備役各兵科士官、下士官
- 3、中等學校三年以上ノ素養アル豫備役下士官

- 4、將校銓衡會議ニ可決セシ幹部候補生出身者
- 5、各兵科部下士官勤務上等兵又ハ下士官適任證ヲ有スル上等兵
- 6、軍需候補者ハ豫備役三等主計、同計手ヲ主トシ各兵科ノ者ニアリテハ甲種以上ノ  
商業學校又ハ大學ノ法律、經濟ヲ修メタルモノナルコト
- 7、昭和十一年十二月末日ニ於テ滿三十歳未滿ノ者
- 8、妻子ナキ者、任官後ハ妻帯ヲ許可ス
- 9、身元確實ナル保證人ヲ有スルコト
- 10、任官後三年間満洲國軍ニ服務スヘキコトヲ誓約シタル者

ロ、待遇及給與

- 1、候補者ハ任官迄約十ヶ月間毎月三十圓ノ手當ノ他被服、食料ヲ官給ス。
- 2、日系軍官軍需ノ初任俸給ハ左ノ通りトス

上尉 一三五圓



中尉	九五圓
少尉	七五圓

3、候補者として採用せられたる者には旅費及雜費として入隊後八〇圓支給す（内地採用者）

4、候補者將校に任官するときは各自服装手當として百五十圓を支給す。

ハ、志願手續

昭和十一年十一月除隊者豫定の現役軍人は所屬部隊長を経て所管師團參謀長に豫備役在郷軍人は各現住地により内地は所管聯隊區司令官、其の他は軍參謀長に左記書類を九月末日迄に提出するものとす。

- |        |   |   |
|--------|---|---|
| 1、願書   | 一 | 通 |
| 2、履歴書  | 二 | 通 |
| 3、戸籍謄本 | 一 | 通 |

中尉	九五圓
少尉	七五圓

- |               |   |   |
|---------------|---|---|
| 4、身分證明書       | 一 | 通 |
| 5、健康診斷書       | 一 | 通 |
| 6、父兄又ハ責任者ノ承諾書 | 一 | 通 |

二、採用方法

書類の審査及人物考査をなして決定す、決定は十二月月上旬通知す。右の他參考として任官後の進級、停年俸給を左に記す。

區分	等級	月	額	停年
上將		一、二〇〇〇圓		
中將	三二一級級級	一、〇〇〇〇、 九〇〇〇、 八〇〇〇〇		五年
少將	三二一級級級	六六五〇〇〇、 五六五〇〇〇、 五五〇〇〇〇		四年
區分	等級	月	額	停年
少校	三二一級級級	二四六〇〇〇、 二〇〇〇、 〇〇〇〇		三年
上尉	五四三二一級級級級級	二〇〇〇〇〇〇、 一五六八〇〇〇、 三五五〇〇〇〇		四年















二、陸軍軍人志願者身體検査の標準表

志願者の身體検査で疾病其他身體又は精神の異常に因て不合格とする標準は概ね左記の如くである。

全身及各部

- 一、全身畸形
- 二、筋肉薄弱
- 三、脂肪過多ニシテ歩行ニ妨ゲアルモノ
- 四、急治スベカラザル軟部ノ大ナル炎症、潰瘍等
- 五、動作ヲ妨グル良性腫瘍
- 六、悪性腫瘍
- 七、筋、腱、骨、骨膜、關節ノ慢性病及其ノ機能障碍
- 八、癍痕、母斑等ニシテ醜形ヲ呈シ又ハ動作ニ妨ゲアルモノ
- 九、精神病
- 一〇、慢性神経系病
- 一一、栄養失常、糖尿病、白血病、尿崩、悪性貧血等
- 一二、癩

頭部

- 一三、著シキ腋臭、慢性皮膚病ニシテ動作ヲ妨ゲ又ハ醜形ヲ呈スルモノ
- 一四、花柳病
- 一五、禿頭、頭頸、顔面變形ニシテ醜形ヲ呈スルモノ
- 一六、機能障碍アル眼瞼、結膜、角膜、淚囊ノ慢性病、兎眼、眼筋痙攣、斜視(視力ニ妨ゲナキ交換性斜視又ハ潜伏性斜視ヲ除ク)辨色不全、著シキ視野ノ狭窄、缺損、不治ノ夜盲、眼球震盪症
- 一七、中等症及重症「トラホーム」
- 一八、近視又ハ近視性亂視ニシテ各眼ノ視力「〇・七」ニ滿タザルモノ
- 一九、遠視又ハ遠視性亂視ニシテ各眼ノ視力「〇・七」ニ滿タザルモノ
- 二〇、其ノ他ノ眼病ニシテ各眼ノ視力「〇・七」ニ滿タザルモノ
- 二一、難聴、聾
- 二二、著シキ耳殻ノ畸形、缺損
- 二三、中耳、内耳ノ慢性病又ハ鼓膜穿孔症狀固定シ聽力障碍ナキモノヲ除ク
- 二四、著シキ鼻ノ畸形、缺損
- 二五、重キ鼻腔、副鼻腔ノ慢性病
- 二六、吃、啞
- 二七、唇瘻著、缺損、口蓋破裂、穿孔、兔唇、(手術ニ依リ治癒シ機能障碍ナキモノヲ除ク)



二八、齒牙ノ疾病、缺損ニシテ咀嚼、言語ニ妨ゲアルモノ

頸部及脊柱骨盤

- 二九、斜頸
- 三〇、咽頭、喉頭ノ慢性病ニシテ著シキ機能障碍アルモノ
- 三一、脊柱、骨盤ノ彎曲畸形

胸部及腹部

- 三二、胸廓ノ變形
- 三三、氣管支、肺、胸膜ノ慢性病及其ノ貽後症
- 三四、心、心嚢又ハ大血管ノ疾病
- 三五、「ヘルニア」(手術ニ依リ治癒シタルモノヲ除ク)
- 三六、慢性腹内臓器病
- 三七、脱肛、痔瘻、肛門畸形、重キ痔核
- 三八、泌尿生殖器ノ慢性病、缺損、畸形

四肢

- 三九、重キ下腿ノ靜脈怒張
- 四〇、四肢骨ノ缺損、短縮、彎曲、蹉躄又ハ假關節

- 四一、指節ノ缺損、強剛(中指、環指、小指ノ内一指ノ末節彎曲、強剛ヲ除ク)
- 四二、指ノ癒著、剩指
- 四三、趾節ノ缺損、強剛(第一趾ヲ除キ一趾ノ缺損、強剛ニシテ穿靴、歩行ニ妨ゲナキモノヲ除ク)
- 四四、趾ノ癒著(第一趾ヲ除キ三趾以下ノ癒著ニシテ穿靴、歩行ニ妨ゲナキモノヲ除ク)剩趾
- 四五、扁足ニシテ歩行ニ妨ゲアルモノ、翻足、馬足

三、陸軍諸學校生徒年齢別身長別胸圍體重採用最下限度表

各年齢に應じ次表を熟讀すれば、直ちにその限度が判明する。年齢は身體検査當日をもつて算定するものである。なほ年齢十五—十六とは滿十五年以上滿十六年未滿を示すもので其他は之に準ずる。各校規則中「身長、體重、胸圍、一定の標準に達せざる者」とあるは全て次表が基準となるのである。現役志願はこれより標準はずつと低いことは、勿論である。

年齢	身長(米)	胸圍(米)	體重(尙)
十二	一、三三	〇、七〇	三、七〇
十三	一、四三	〇、七一	三、八五
十四	一、五三	〇、七二	四、〇〇
十五	一、六三	〇、七三	四、一〇
十六	一、七三	〇、七四	四、二〇
十七	一、八三	〇、七五	四、三〇
十八	一、九三	〇、七六	四、四〇
十九	二、〇三	〇、七六	四、五〇







陸軍現役志願兵

一兵士より下士・  
將校への立身案内

昭和十三年 八月五日 印  
昭和十三年 八月十五日 發

刷 行

定價 九十錢

不許  
復製

編輯兼發行人 池田春樹

印刷人 佐藤磨

東京市淀橋區柏木四丁目七一四番地

發行所

東京青年立志會

電話 四谷一八一七番  
振替 東京一五三八八六番



★東京青年立志會責任編輯 菊判二〇〇頁 寫真數葉入美本

(好評三版)

# 海軍出世讀本

定價七十錢  
送料十錢

註文は振替が便利で  
す切手代用は一割増

非常時日本の生命線海洋を守らんと志す青少年よ!! 學歴なく學資なくして  
運命開拓の壯途に上らんとする青少年よ! 先づ本書を一讀せよ。


☒ 本書の主要内容 ☒

第一章海の守り海軍の使命第二章帝國海軍の組織第三章海戦  
と軍艦の任務第四章空中戦と海戦第五章海軍志願兵に志す青  
少年に告ぐ第六章海軍志願兵徵募検査に就て第七章海軍志願  
兵の勉強法に就て第八章少年航空兵の身體検査と適性検査第  
九章海軍志願兵受験手續第十章海軍志願兵の兵種撰擇と試験  
狀況第十一章海軍志願兵から將校への立身案内第十二章海軍  
志願兵必勝準備指導法第十三章海軍志願兵志願受験の手引第  
十四章海軍志願立身の要諦第十五章海軍少年航空兵豫科練  
習生志願立身の要諦第十六章海軍少年航空兵受験案内第十七章  
海軍志願兵徵募検査から入隊まで第十八章軍艦の生活

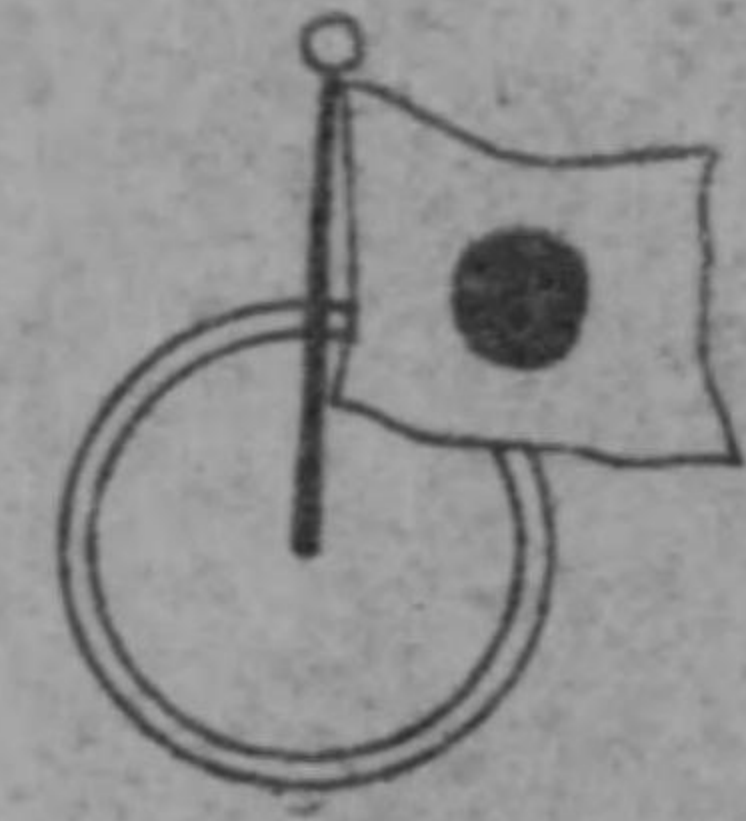
本書は我海軍の要求する人  
物、海軍志願兵の種類、任務  
と其の選定法、志願の手續と  
試験の準備法、体格検査の標  
準、下士官士官への立身法等  
々正に海軍兵へ志願から受験  
立身までの一切の案内書であ  
る。諸君は本書に依つて勝利  
の榮冠を獲得することが出來  
る。因に内容は下記の如くで  
ある。

東京市淀橋區柏木四丁目  
振替口座東京一五三八八六番  
東京青年立志會









東京青年立志會版